

特記仕様書

工事番号	園改6-3
工事名	公園施設維持改良工事（その3）
工事場所	宇治市広野町尖山地内ほか
工期	令和6年10月24日から令和7年2月28日

1. 適用範囲

（適用範囲）

本特記仕様書は「公園施設維持改良工事（その3）」（以下「本工事」という。）に適用する。

2. 総則

（総則）

本特記仕様書は本特記仕様書によるほか、

<宇治市> 「土木工事共通仕様書（案）」（以下「宇治市共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」

<近畿地方整備局> 「土木工事共通仕様書（案）」

「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」

<京都府> 「土木工事共通仕様書（案）」（以下「京都府共通仕様書」という。）

「土木工事施工管理基準」「土木請負工事必携」

<日本公園施設業協会> 「遊具に関する規準 J P F A - S P - S : 2 0 1 4」

に基づき施工すること。

本工事は工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）によるものとする。

3. 工事の着手

（始期日）

本工事については、契約後速やかに着手すること。

4. 施工体系図

（施工体系図の記載）

受注者は、施工体系図に、すべての下請負人及び警備業者を必ず記載すること。

	施工台帳に記載すべき内容	施工体制台帳に添付すべき書類
元請	○元請け人に関する事項 ・発注者から請負った工事内容	○発注者との契約書の写し ○下請負人との契約の写し

	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可書の内容 ・配置技術者の氏名と資格内容 <p>●一次下請負人に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請契約した内容 ・施工に必要な建設業許可業種 ・配置技術者の氏名と資格内容 	<p>(注文・請書及び基本契約書又は約款の写し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監理技術者証の写し又は監理技術者資格を有する事を証する書類 ○専門技術者を置いた場合は、資格を証明するものの写し (国家資格の技術検定合格所の写し) ○監理技術者の雇用関係を証明できるものの写し (健康保険証等の写し)
下請	<p>再下請通知書に記載すべき内容</p> <p>●一次下請負人に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請契約した工事の内容 ・施工に必要な建設業許可業種 ・配置技術者の氏名と資格内容 <p>■再請負人に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請契約した工事内容 ・施工に必要な建設業許可業種 ・配置技術者の氏名と資格内容 	<p>再下請通知書に添付すべき書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再下請負人との契約の写し (注文請書及び基本契約書又は約款の写し)

5. 受注者相互の協力

(関連工事の調整)

本工事対象公園において、剪定や除草の業務委託の作業等が地元調整により、やむを得ず本工事の実施期間と重複した場合、監督職員より通知があった場合には調整を行い柔軟に対応すること。

6. 建設副産物

(特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入時間	その他受入条件	距離
コンクリート塊	京奈リサイクル 宇治田原町大字禪定寺小 字粽谷 37 番	平日 8 時～16 時 30 分 土曜、日曜・祝日受入 不可	最大寸法の制限：75 cm × 75 cm × 75 cm 以下	12.4km

スクラップ	日鉄萬金属株式会社 075-632-5666	土曜・祝日受入不可 8:00~17:00	最終受付 16:45	6.9km
木材（枝葉・幹・根）	（株）エスケーコーポレーション	日曜・祝日を除く 毎日 8時~17時	生木は長さ 400cmに限る。	6.1km

（建設発生残土の搬出）

1 建設発生残土の処分については、以下のとおりとする。

なお、建設発生残土処分の前に土壌調査(1)17品目、土壌調査(2)全項目について、土壌調査を行うものとし、結果を監督職員に提出し、必要であれば受入業者にも提出すること。

建設副産物	受入場所及び連絡先	受入時間	その他の受入条件	距離
建設発生土	（株）T&T 京田辺市水取平作 59 番地 1	7時 30~17 時 00 分	受入休止日 日曜日、祝日	16.3 km

建設発生土については、上記の積算条件を設定しているが、受注者の希望によって他施設へ搬出する場合は設計変更の対象としない。なお、他施設については、以下の選定条件の何れかを満足する施設から選択し、監督職員の小策を得ること。

また、受注者が(株)T&T と残土処分契約を締結するまでに一般財団法人城陽山砂利採取跡地整備公社の受け入れが可能となった場合には、処分先を変更することとする。これに伴う残土処分費（運搬費含む）及び土壌調査費については設計変更の対象とする。

（残土及び産業廃棄物に関する書類の提出）

受注者は、「残土処理計画書（報告書）」及び「廃棄物処理計画書（報告書）」及び添付書類を提出すること。

なお、添付書類は以下によるものとする。

	残 土 処 理	廃 棄 物 処 理
計画	○残土処理計画書	○廃棄物処理計画書
	○処分地の位置図及び経路図	○処分地の位置図及び経路図
		○産業廃棄物処理処分業許可書の写し （指定した処分地と同じであれば不要）
		○収集運搬を委託する場合 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し （自己運搬処理であれば不要）
○土質調査費を設計計上している場合 土質試験結果の写し	○産業廃棄物処理委託契約書の写し ◆自己運搬処理の場合	

	○「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者と処理業者の契約書の写し ◆委託運搬処理の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者と処理業者の契約書の写し ・ 排出事業者と収集運搬業者の契約書の写し
	○仮置きする場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場～仮置場～処分地の経路図 ・ 打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量 	○仮置きする場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場～仮置場～処分地の経路図 ・ 打合せ簿 仮置き場の住所 搬出車両の最大積載量
	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せ簿 処分地の名称・所在地 	○指定地処分で処分地の変更が生じた場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 打合せ簿 処分地の名称・所在地
	○再生資源利用計画書（実施書） <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生資源利用促進計画書（実施書） 	再生資源利用計画書（実施書） <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生資源利用促進計画書（実施書）
変更	○当初計画から数量のみの変更の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更計画書は不要 	○当初計画から数量のみの変更の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更計画書は不要
	○当初計画書から処分地が変更の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 残土処理変更計画書 ・ 処分地の位置図及び経路図 ・ 「契約書の写し」又は「受け入れ承諾書」 	○処分地の変更（当初計画書からの変更） <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理変更計画書 ・ 処分地の位置図及び経路図 ・ 産業廃棄物処理処分業許可書の写し ・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し ○運搬方法の変更（当初契約書からの変更） <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理変更計画書 ・ 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し ・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
	○再生資源利用計画書（実施書） <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生資源利用促進計画書（実施書）は不要 	○再生資源利用計画書（実施書） <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生資源利用促進計画書（実施書）は不要

報告	<ul style="list-style-type: none"> ○残土処理報告書 ○受入証明書(受け入れたことを証明する書類) ※運搬チケットの写し等は不要 ○再生資源利用実施書 <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用促進実施書(Excelデータ含む) ○写真 <ul style="list-style-type: none"> ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理報告書 ○「運搬管理表」又は「マニフェストの写し」 ※マニフェスト原本は検査時に提示・マニフェストで積載重量が確認出来ない場合は伝票等 ○再生資源利用実施書 <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源利用促進実施書(Excelデータ含む) ○写真 <ul style="list-style-type: none"> ・処分地 ・仮置きがある場合は仮置場 【自己運搬処理の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物運搬車、業者名 【委託運搬処理の場合】 <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物運搬車、業者名、許可番号
----	--	--

(産業廃棄物の仮置き)

産業廃棄物を仮置きする場合は、「京都府条例」・「条例施行規則」を遵守しなければならない。

(産業廃棄物税)

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税(以下「産廃税」という。)は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいます。

7. 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等

(段階確認・立会確認)

受注者は、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認(立会確認)を受けなければならない。

段階確認は「段階確認書」(様式16-1)、立会確認は「立会確認書」(様式17-1)によるものとする。また、「段階確認」及び「立会確認書」には確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、段階確認・立会確認の実施時期及び実施個所は監督職員が定めるものとする。

(段階確認)

種別	細別	施工段階 (確認・立会時期)
メッシュフェンス設置 目隠しフェンス設置	・床掘 ・基礎砕石	出来形測定時

(立会確認)

種別	細別	施工段階 (確認・立会時期)
メッシュフェンス設置 目隠しフェンス設置	・設置位置	施工前

(材料確認)

受注者は工事に使用する材料は、監督職員の確認を受けなければならない。

材料確認は「材料確認書」(様式 15-1)によるものとする。

また、「材料確認書」には、確認内容が把握できる写真を添付すること。

ただし、材料確認の実施時期及び実施材料は監督職員が定めるものとする。

8. 施工管理

(品質管理試験)

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、下表及び監督職員の指示により実施するものとする。

(規格値)

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとするが、次の工種については、下表のとおりとする。

(品質・出来形規格値)

調査項目		規格値	測定基準	確認方法
工種	項目			
床掘	幅 w1、w2	-30	1箇所/1箇所	写真+成果表
	深さ h	-30		
メッシュフェンス	基礎 高	-30	1基/10基	写真+成果表
	基礎 幅	-30	10基以下は2基	
目隠しフェンス	基礎砕石 厚さ t	-30	1箇所/1箇所	写真+成果表
	支柱高さ	+30	1箇所/1箇所	写真+成果表

		-20		
	削孔根入れ長	+30	1箇所/1箇所	写真+成果表
		-20		

9. 工事中の安全確保

(工事現場のイメージアップ)

工事現場のイメージアップは、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつそこで働く関係者の意識を高めるとともに、作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際しこの主旨を理解し、発注者と協力しつつ地域の連携を図り適正に工事を実施すること。

(安全に関する研修・訓練等の実施)

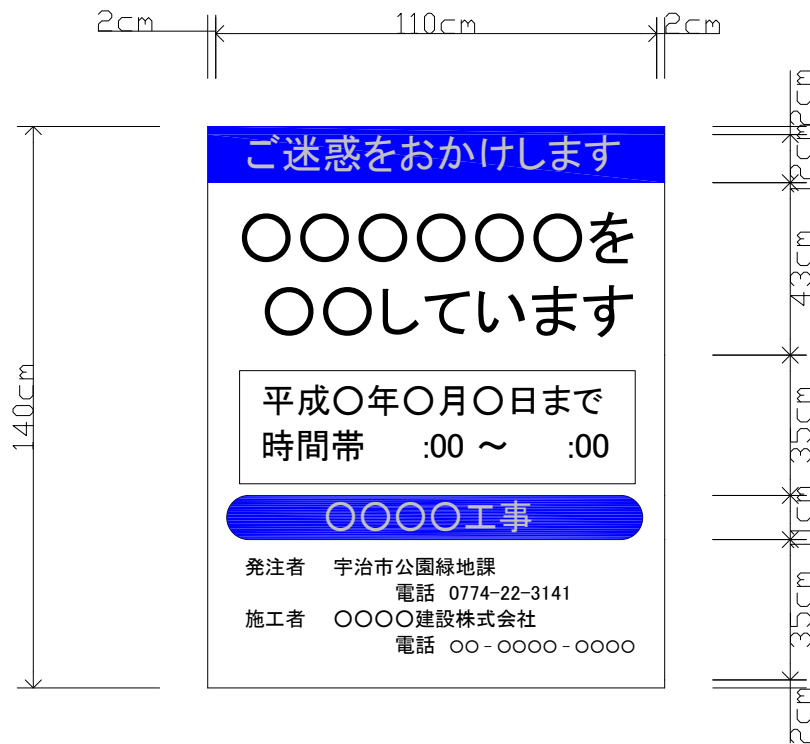
受注者は、土木工事共通仕様書（案）の第34条「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

(標示板の設置)

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

工事内容：公園の施設をつくっています。

工事種別：公園施設維持改良工事



設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・工事区間の起終점에設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならないように設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手から工事終了までの間、設置する。
規格色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「〇〇工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇をしています」等の工事内容、工事期間は青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は、必要に応じ外枠に緩衝剤（ソフトカバー）を付けること。

10. 環境対策（施工機械の指定）

（低騒音型・超低騒音型の使用）

本工事の施工に当たっては、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機発第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。

上記において、「これにより難しい」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97ラベル」に貼替えを行うこと。

11. 施工機械の指定

(施工機械の指定)

本工事の下記工種の施工にあたっては、下記の表により施工すること。

工種	機械名	指定規格	備考
機械床掘	バックホ	平積 0.2 m ³	低騒音型・排出ガス対策型

12. 環境対策

(環境等の保全)

- ・ 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- ・ 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
- ・ 調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- ・ 地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

(仮設トイレの設置)

受注者は、工事の施工にあたって仮設トイレを設置するよう努めなければならない。設置出来ない場合は代替となる方法を講じなければならない。

13. 交通安全管理

受注者は、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督職員に提出するものとする。交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄警察署等と打ち合わせの結果又は、条件変更に伴い員数等に増減が生じた場合は、監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員	編成
尖山西児童遊園他	計 6 名	

(安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、「道路標識令」、「道路工事における表示施設等の設置基準」及び道路工事保安施設設置基準（案）」等の諸基準により、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署及び公園施設管理者等の打合せを行い、安全対策を講じること。

なお、打合せの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画（交通誘導員配置計画を含む）を記載し、監督職員に提出すること。

また、受注者は、工事期間中の安全施設类等の設置及び交通誘導員の配置状況が判明できるように写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

(コンクリートミキサー車の過積載防止対策等)

受注者は、出荷伝票等を整理・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提出するとともに、検査時に提示しなければならない。

また、ミキサー車1台毎の積載量が把握ができる運搬管理表(宇治市ホームページ掲示)を検査時に提出しなければならない。

(公園内の規制について)

受注者は、公園の全部または一部を規制して工事を行う場合において、工事作業個所をネットフェンス等で養生し、第三者が立ち入らないように処置すること。資材、材料及び建設機械等を公園内に保管する場合にも、同様の措置を講じ、安全に十分留意すること。

14. 施工時期及び施工時間の変更

(施工時間)

本工事の作業時間帯は、午前8時30分から午後5時00分とする。

ただし、やむを得ない事情により作業時間が変更となる場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

15. 保険の付保及び事故の補償

(建退共の提出書類)

受注者は、下記の書類を発注者に提出しなければならない。

	提出時期	
掛金収納書の写し	契約時	
建退協運営実績報告書	完成時	

労働就労日報	完成時	
受払簿	完成時	契約工期3ヶ月以上
適用標識（シール）の掲示	施工中	写真確認
辞退届	随時	建退共対象者延人数が0人となる場合

（請負業者賠償責任保険の加入）

受注者は、工事遂行中に他人の身体もしくは財物に損害を与えた場合の損害賠償について、「請負業者賠償責任保険」の加入に努めなければならない。加入した場合は、保険証書等の加入が確認できる書面の写しを工事着手日までに監督職員に提出しなければならない。保険の期間は、工事期間（着工から目的物引渡し予定日）とする。

なお、保険金額は、請負金額、工事の種類、規模等により請負者が定めるものとする。また、契約は、工事毎の契約とするか又は年間に付する総括契約とするかを問わない。

16. 再生資材の利用

（再生資材の利用）

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	構造物の基礎	

なお、再生資源を使用する場合は、以下により品質が適正であるか確認の上使用するものとする。

- 1) 再生クラッシャーランを基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用するものとする。
- 2) 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

（流用土の利用）

本工事に使用する埋戻材については、本工事の掘削土を流用して使用する。

ただし、やむを得ない事情等により流用土により難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とするものとする。

17. 工事材料の品質及び検査（確認を含む）

（品質証明書等）

受注者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

名 称	規 格	適 用
モルタル	1 : 3 高炉	
フェンス用基礎ブロック	400*400*600	
フェンス用基礎ブロック	500*500*700	
フェンス用基礎ブロック	300*300*600	
目隠しフェンス	h = 1.5m	
目隠しフェンス	h = 2.0m	
メッシュフェンス	h = 3.0m	
再生クラッシャーラン	R C - 40	

18.提出書類

(納品書・納入書等の提出)

本工事で使用する下表、または、監督職員が指示した材料等について納品書・納品書等の原本若しくは、その写しを提出し発注数量との対比を行うこと。

資 材 名	規 格	適 用
モルタル	1 : 3 高炉	
フェンス用基礎ブロック	400*400*600	
フェンス用基礎ブロック	500*500*700	
フェンス用基礎ブロック	300*300*600	
目隠しフェンス	h = 1.5m	
目隠しフェンス	h = 2.0m	
メッシュフェンス	h = 3.0m	
再生クラッシャーラン	R C - 4 0	構造物基礎
交通誘導員		

19.その他

(使用材料)

ネットフェンスは、既存フェンスの色彩と同系統の製品を使用すること。

(個人情報の保護)

個人情報の取扱いには、十分注意するとともに、秘密保持を厳守し、適切な保管に努めること。また、発注者から提供された個人情報が記載された資料等は、目的外の使用を禁

止し、目的完了後、直ちに返却すること。万が一個人情報情報が漏洩した際は、受注者が責任を持って対処すること。

(指名停止要領 10 条の遵守について)

受注者は、宇治市が指名停止措置を行っている第三者に対して、宇治市の契約についての全部若しくは一部を下請け、受託させてはならない。

(施工計画書の携帯)

受注者は、本工事における施工内容を理解したうえで施工計画書を作成し、現場での作業中は施工計画書を常に携帯し、第三者から掲示を求められた場合は掲示しなければならない。

(外壁等の現況写真)

施工着手にあたっては、事前に隣接する家屋の外壁・外構等の現況を写真等により記録すること。また作業にあたっては、市と隣接者と受注者において、現地状況及び施工ラインの確認のために立会を行い許可を得ること。なお、施工着手はこの記録を監督職員に提出した後とする。

(施工時の養生)

本工事は、隣地境界線付近での施工となるため、家屋等が近接している公園がある。そのため、施工する際には隣接者と協議し、家屋や車両等を傷つけることのないように養生又は移動等の対策を十分に実施してから施工すること。なお、施工計画には各公園の養生計画を記載し、監督職員から了承を得られた後に着手すること。

(敷地境界)

本工事は、フェンスが隣地境界の役目を果たしている箇所もあるため、施工前に境界確認を行うこと。また、必要に応じて測量を実施し境界復元をすること。